

変更前後対照表

(下線：変更箇所)

武庫之荘 3 丁目地区地区計画			
	項目	変更後	変更前
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1・2 (略)</p> <p>3 次のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、1の規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際現に建築物の敷地として使用されている土地で <u>1の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地</u> (以下「既存不適格土地」という。)</p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 次のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、1の規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際(2の規定の場合にあっては、この規定の適用の際) <u>現に建築物の敷地として使用されている土地で 150 m²に満たないもの</u></p> <p>(2) この地区計画が決定された際現に <u>存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば 150 m²に満たないこととなる土地</u></p>